

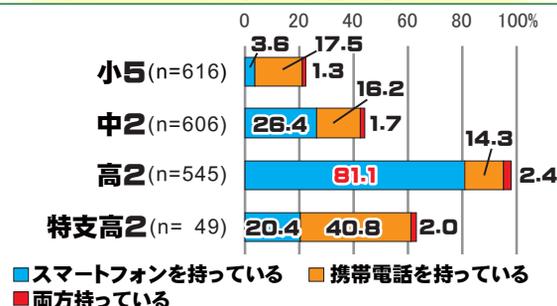
情報モラルの育成

～栃木の子どもインターネット利用の現状を踏まえて～

栃木県総合教育センターでは、平成25年6月～7月に、県内の児童生徒・保護者を対象として、インターネットの利用に関するアンケートを実施しました。

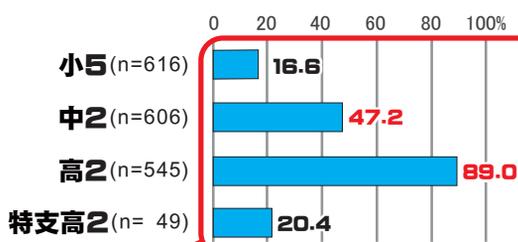
高校2年生の約80%がスマートフォンを持っています。

自分専用のスマートフォン・携帯電話を持っているか



中学2年生の約50%
高校2年生の約90%
がSNSを利用しています。

SNSを利用している割合



小学生はゲーム機、中学生は携帯音楽プレイヤーでもSNSを利用しています。

主にどんな機器でSNSを利用しているか

小5 (n=102)	スマートフォン・携帯電話 (39.2%)	ゲーム機 (25.5%)	携帯音楽プレイヤー (9.8%)
中2 (n=286)	スマートフォン・携帯電話 (54.5%)	携帯音楽プレイヤー (24.1%)	パソコン (7.0%)
高2 (n=485)	スマートフォン・携帯電話 (89.7%)	パソコン (2.7%)	携帯音楽プレイヤー (1.6%)

LINEやTwitterなどをよく利用しています。

よく利用するSNSのサイトまたはアプリは何か

小5 (n=102)	LINE (50.0%)	Mobage (20.6%)	GREE (19.6%)
中2 (n=286)	LINE (86.0%)	Twitter (22.0%)	Facebook (17.1%)
高2 (n=485)	LINE (95.1%)	Twitter (55.7%)	mixi (17.3%)

※ SNSの利用状況について、特別支援学校高等部2年生は母数が少ないため掲載せず

※ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは、LINE、Twitter、Facebook、mixiなどのように、会員登録をしてプロフィールを公開したり、日記を書いたり、Webサイト内の他の人とコミュニケーションをしたりすることなどができるサービスのことです。

アンケートの結果を踏まえ、以下のことについて、学校での指導や対策の在り方を提案します。

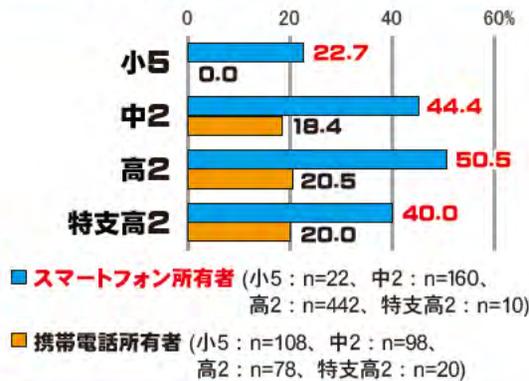
- 1 ネット依存
- 2 SNSでのコミュニケーション
- 3 ネットいじめ
- 4 情報発信・情報公開
- 5 誘い出し
- 6 家庭との連携



1 ネット依存

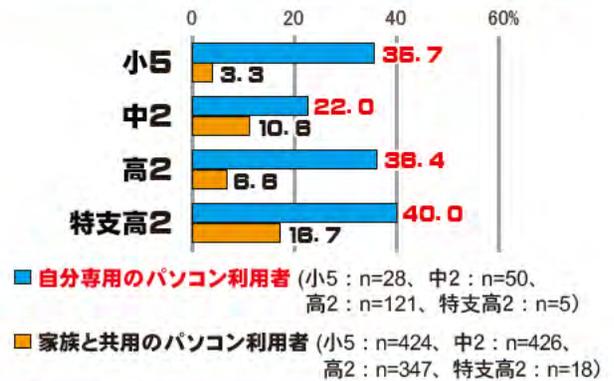
スマートフォンを持っている児童生徒は長時間利用しています。

1日に2時間以上、スマートフォン・携帯電話を利用している児童生徒の割合



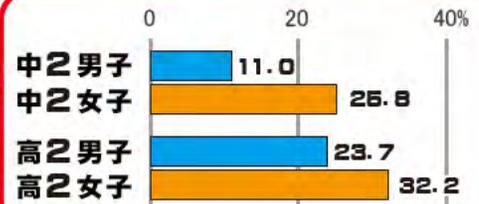
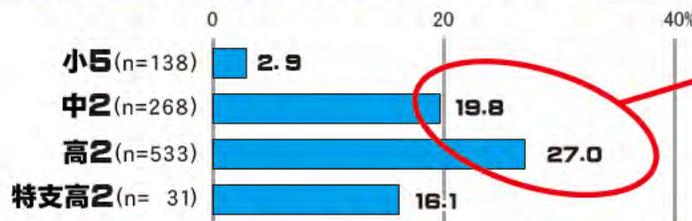
自分専用のパソコンを持っている児童生徒は長時間ネットをしています。

1日に2時間以上、自宅のパソコンでネットをしている児童生徒の割合



学年が上がるにつれて、スマートフォンや携帯電話に依存する割合が高くなります。女子の方が依存傾向にあります。

スマートフォンや携帯電話にのみこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある割合



【要因】

ネット依存の入り口は「オンラインゲーム」「SNS上でのコミュニケーション」「掲示板等でのコミュニケーション」

です。

ネット上のコミュニケーションに自分の居場所を見つけ、現実世界よりも居心地がよくなる

と、ネット依存に陥りやすくなります。

【対策】

ネット依存に陥らないようにするには、子どもたちに自分のネット依存度を定期的にチェックさせることが必要です。ネット依存の背景に、現実社会の人間関係に問題を抱えている場合があるので、

教育相談等で問題を解決するよう働きかけたり、

狭い範囲の人間関係ばかりが濃密になったりしないよう、家庭や地域と連携して

様々な人間関係をもたせる

ことも有効です。

ネット依存度チェックリスト

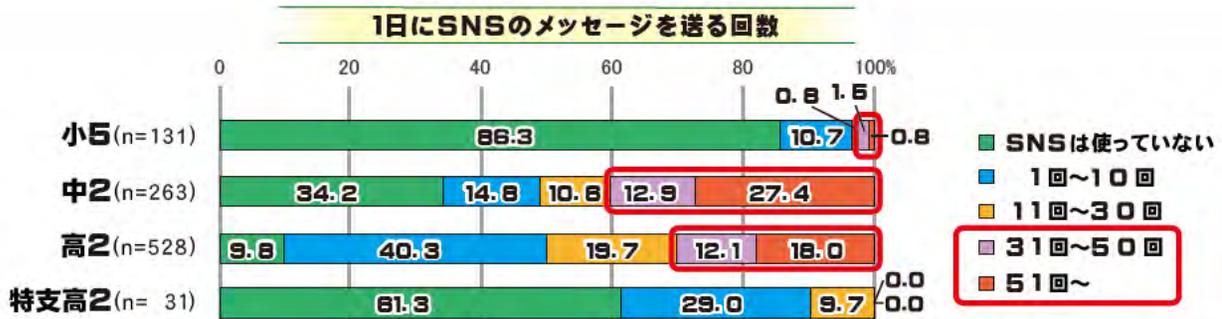
- 1 いつも携帯電話の電池がなくならないかどうか心配でたまらない
- 2 携帯電話を忘れてしまうと、不安で仕方がない気持ちになる
- 3 よく見るサイトをチェックしないと一日が終わらないような気がする
- 4 ネットをしていて、夜更かししたり朝起きられなくなったりすることがある
- 5 休みの日は一日中ネットをしている
- 6 SNSを利用して、ふと気がつくとも時間もたっていることがよくある
- 7 家庭学習をしようと思っても、ついネットをしてしまうことがよくある

【指導教材・参考資料等】

- 『ネット社会の歩き方(ネット依存に注意)』 コンピュータ教育推進センター
- 『ネット依存症のことがよくわかる本』 講談社(書籍)

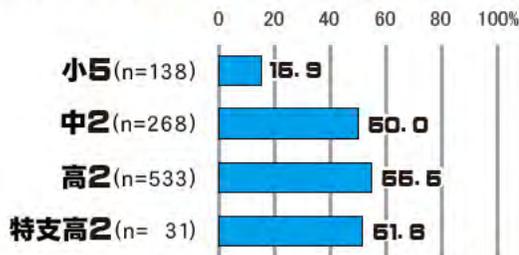
2 SNSでのコミュニケーション

中学2年生、高校2年生はLINEなどのSNSを使ってメッセージを頻繁にやりとりしています。

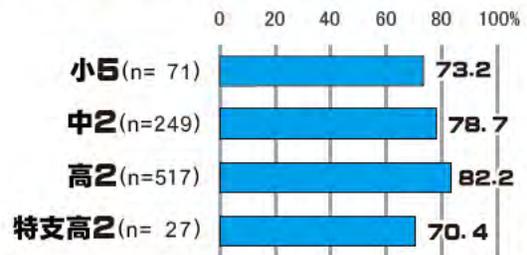


中学生以上になると、やりたいことがあるのにメッセージが来て困る場面が増えてきます。しかし、返事がすぐに来なくてもイライラはしません。

やりたいことがあるのに、メールやメッセージが来て困ることが「よくある」「ときどきある」と思っている児童生徒の割合



メールやメッセージを送ったとき、返事が1時間以上来なくても、特にイライラしたり不安になったりしない児童生徒の割合



【要因】

子どもたちは携帯メールをあまり使わず、SNSでコミュニケーションを頻繁にとっています。特にLINEなど一部のSNSは、送られてきたメッセージを見たら「既読」と表示されるので、すぐに返信しなければならない、という意識が働きやすくなります。

子どもたちは「メル友」「LINEのグループ」「オンラインゲーム上の仲間」など、小さい集団の中で「互いに価値観が違わない」ということを、特に用件のないメッセージをやりとりすることで確認しています。

いわゆる「同調圧力」によって、いつまでもコミュニケーションをやめられない心理状態に陥っています。



【対策】

上のグラフのとおり、多くの児童生徒はメッセージの返事がすぐに来なくてもイライラしないことを理解させます。同時に、映像資料などを用いてメッセージのやり過ぎで疲れている子どもの状態を客観的に眺めさせることにより、節度あるやりとりをする必要があることを理解させます。

友達との間でルールを決めよう

その上で、メッセージのやりとりについて、友達同士ルールを決めるよう指導することが必要です。

- 時から○時までには食事中なので、メッセージのチェックはしません
- 時から○時までには勉強中なので、返信しません
- 時過ぎは電源を切るので、次の日まで返信しません
- どうしてもすぐに返信できない場合があることをわかって!

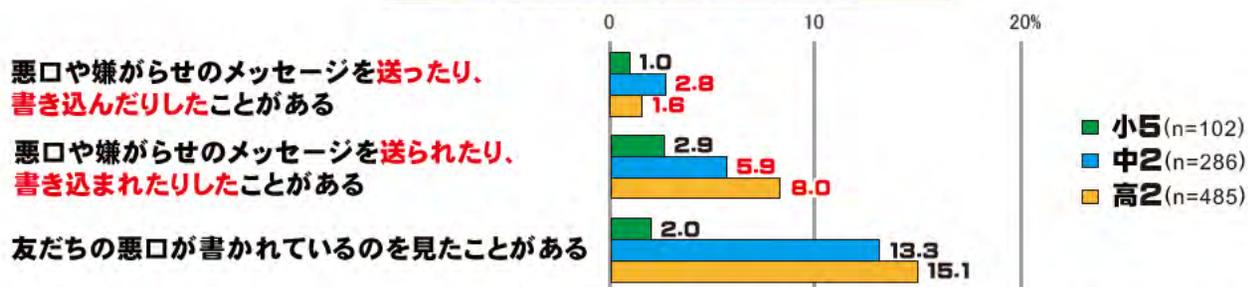
【指導教材・参考資料等】

- 『ネットコミュニケーション講座』 ニフティ株式会社
- 『ちょっと待って、ケータイ(メールの落とし穴)』 日本視聴覚教育協会

3 ネットいじめ

SNS上で悪口などのメッセージを「書いたことがある」割合と「書かれたことがある」割合に開きがあります。

SNSを利用して経験したこと



【要因】

ネットいじめは、現実世界のいじめがネット上で継続する場合と、ネット上でのコミュニケーショントラブルがネットいじめに発展する場合があります。

コミュニケーショントラブルが起きる要因として、「メッセージ」でのコミュニケーションは、時間や場所を共有しなくてはならない「対面」や「電話」に比べて手軽であるものの、**情報を伝える手段として文字が中心であるため、思いが伝わりにくい**特性をもっているところにあります。例えばメッセージを送った方は悪口を書いたつもりがなくても、受け取った方は悪口と捉えてしまうなど、解釈で誤解を招き、トラブルに発展してしまう場合があります。

対面	電話	メッセージ
言葉 声色 表情 しぐさ	言葉 声色	文字 絵文字
伝わりやすい ←→		伝わりにくい
面倒 ←→		手軽

コミュニケーションの手段と特徴

【対策】

■ ネット上のコミュニケーショントラブルを防ぐには

「手軽にコミュニケーションをとれるが、メッセージを送った人の思いは、受け取った人の想像によって変わる」という、

ネット上でのコミュニケーションの特徴を理解させる必要があります。そのために、上の図のように、同じ表現でも状況によって異なる意味をもつ言葉を提示し、どんな印象をもったか考えさせる方法などがあります。また、普通の学校生活の中で、自尊心や人権を尊重する態度を養うことが大切です。

■ ネットいじめが起きてしまったら

まず、ネット上に**書き込まれたページを保存します**。そして、**速やかに削除する**よう、書き込んだ児童生徒に指示します。掲示板など誰でも見られるサイトに書き込まれた場合は、サイトの管理者などに削除を依頼することもできます。また、身体に危険が及びそうな書き込みである場合は、警察に相談します。

その後は**被害者・加害者への心のケアや保護者への対応をします**（『「いじめ」の理解と対応』（栃木県教育委員会）参照）。加害者は、ネット上への書き込みがいじめにつながっていることを認識していない場合があるので、丁寧に指導する必要があります。また、学校以外の各種相談窓口（8ページ参照）を見守りや保護者に普段から周知しておくこともネットいじめの予防や解決の助けになります。



同じ文字でも思いは違う



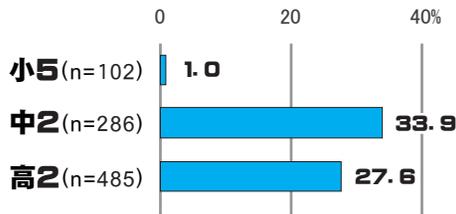
【指導教材・参考資料等】

- 『情報モラル育成資料集（「私が出したメール」「自分のせいで」）』 栃木県教育委員会
- 『スマホにひそむ危険 疑似体験アプリ』 デジタルアーツ株式会社（iPhone、iPad、Android 端末用アプリ）

4 情報発信・情報公開

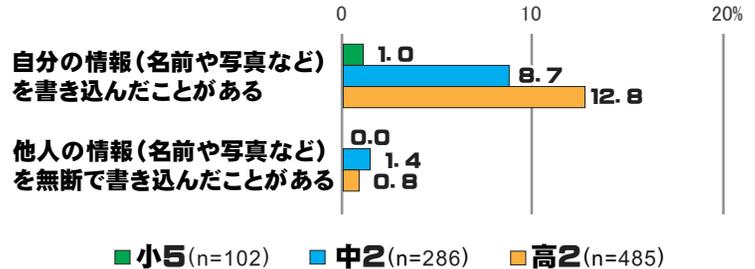
中高生を中心にSNSに記事を投稿しています。

SNS利用者のうち、SNSに記事を投稿している割合



SNS上で、自分や他人の個人情報を公開している児童生徒がいます。

SNSを利用して経験したこと



不用意な発言や写真・動画の投稿

【要因】 中高生を中心に、TwitterやLINEなどのSNSで不用意な発言をしたり、友人の写真・動画などを投稿したりしてしまう事例が見られます。

そのような事例が起きる要因として、子どもたちが行う情報発信は、主に知り合いに向けたつもりであり、それを**世界中の誰でも見ることができる、という意識が希薄**なところにあります。

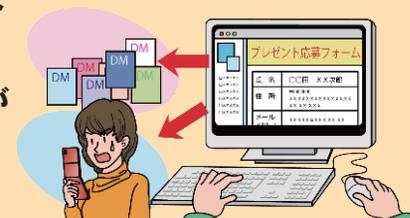


【対策】 ネット上の情報発信には以下のような特徴があることを理解させ、**情報発信には責任が伴うことを指導する**ことが必要です。

- 発信した情報はすぐに広がる
- 一度ネットへ投稿した内容は消去することが難しい
- ネット上には他人の振る舞いをチェックし、「問題行動」「問題発言」を見つけ出して、ネット上で過剰に騒いだり、個人情報を暴こうとしたりする人がいる

安易な個人情報の発信

【要因】 一部の児童生徒はSNS上で個人情報を発信したり、プレゼントの応募やアンケートに答えたりすることなどを通して、個人情報をネット上の他人に送信したりしています。送信したメールアドレスに迷惑メールが次々に届くなど、個人情報が悪用されてしまう場合があります。送信した**個人情報の使われ方への関心が希薄**なことに要因があります。



【対策】 **ネット上に出回った個人情報は、取り戻すことができないことを理解させます**。むやみに個人情報を教えたり書き込んだりしないよう指導するとともに、個人情報を送信する場合には、信用できるサイトかどうか保護者に相談するなどして、安全性を確かめるよう指導することが必要です。

【指導教材・参考資料等】

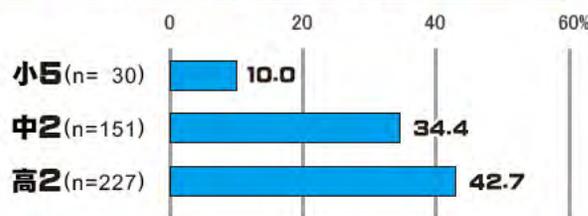
- 『情報モラル育成資料集(「えっ、その情報信用できるの?」「大丈夫? ネットの情報と個人情報」)』 栃木県教育委員会
- 『情報モラル教材「事例に学ぶ情報モラル」』 グリー株式会社

5 誘い出し

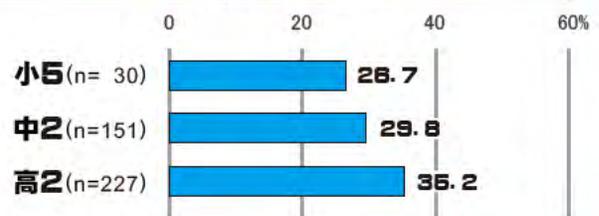
SNSを利用している中高生のうち、約50%はSNS上で知り合った人がいます。そのうち、30%以上は個人情報を教えていたり、実際に会ったりしています。



SNSで知り合った人に携帯電話番号などの個人情報を教えたことがある割合



SNSで知り合った人と実際に会ったことがある割合



【要因】

一部の児童生徒は SNS 上での知り合いがいて、その知り合いに電話番号やメールアドレスなどを教えたり、実際に会ったりしています。SNS 上の知り合いに個人情報を教えたり、SNS に生活圏の特定につながる情報を書いたりした結果、付きまといなどの被害に遭う事例が起きています。また、SNS 上の知り合いと実際に会い、恐喝、誘拐、強姦などの犯罪被害に遭ってしまう事件も起きています。

SNS 上でのやりとりは相手の表情が見えないため、**相手の人物像を自分に都合よく想像してしまふ**ことが事件に巻き込まれる要因となっています。

【対策】

新聞報道での被害事例などを挙げながら、ネット上での人物像と実際の人物像が違う場合があることを理解させ、**ネット上の知り合いはネット上だけでコミュニケーションをとるよう指導します。**

また、ネット上の「誰か」を安易に信頼し、**個人情報を直接伝えてしまうことの危険性を考えさせる**必要があります。

【指導教材・参考資料等】

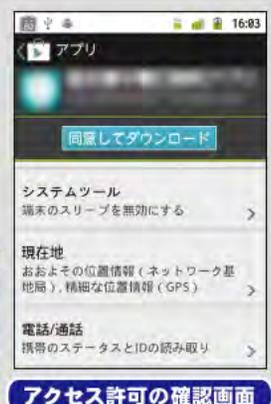
- 『情報モラル育成資料集(「出会い系犯罪に巻き込まれないために」)』 栃木県教育委員会
- 『ちょっと待って、ケータイ2(コミュニティサイトの危険性)』 日本視聴覚教育協会

column ～スマートフォンのセキュリティ～

従来の携帯電話とスマートフォンの違いの一つとして、スマートフォンは様々な「アプリ」を使えることが挙げられます。アプリの中には、スマートフォンの中の個人情報を外部に送信してしまうなどの不正な動きをするものがあります。特に **Android 端末を標的とした不正アプリが急激に増加しています。**

不正なアプリの被害に遭わないためには、以下のような対策をとることが有効です。

- ・公式マーケット(「Google Play」「App Store」等)、または通信事業者が公式に運営するマーケットなど、信頼できる場所からアプリをインストールする。
- ・Android 端末では、アプリをインストールする前に「アクセス許可」を確認する。
- ・セキュリティアプリをインストールする。



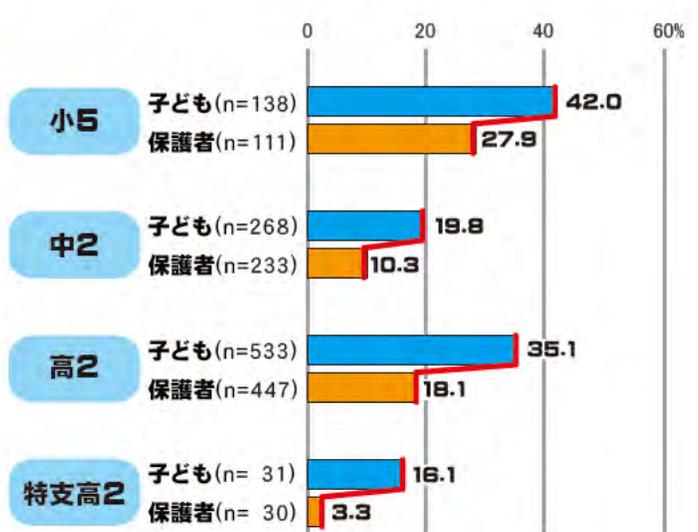
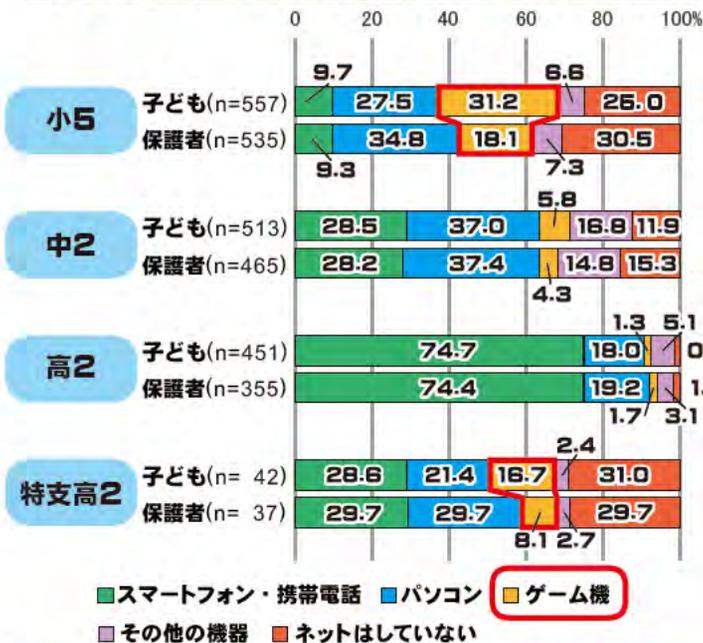
6 家庭との連携

子どもがゲーム機でネットをしていることを、把握していない保護者がいます。

携帯電話利用のルールの有無について、子どもと保護者の認識にズレがあります。

主にどんな機器でネットをしているか（子ども）
子どもは主にどんな機器でネットをしていると思うか（保護者）

「携帯電話の利用のルールを決めていない」と思っている割合



【要因】

最近のゲーム機は、機器自体にネットを閲覧する機能や、ネット上の人たちとコミュニケーションをとることができる機能をもっています。一部の保護者はそのことを知らずに、子どもにゲーム機を買い与えてしまっています。

また、家庭内での携帯電話利用のルールについて、保護者は決めていると思っても、子どもは決められていない、と思っている家庭があります。保護者が子どもに携帯電話を買い与えたときに、利用についてのルールを十分に話し合うことなく使わせていることなどから、認識のズレが生じるものと考えられます。

子どものゲーム機や携帯電話などの利用に、一部の保護者は無関心なことが要因として考えられます。

【対策】

保護者の目の届かないところでネットを利用していると、依存症になりやすい傾向があります。まずは、**保護者に子どものネット利用について関心をもってもらう**ことが必要です。

次に、ネット利用に関する「家庭内でのルール作り」が必要です。右の例を参考に、保護者が子どもに携帯電話などを所持させる際は、**子どもと話し合いながらルールを決めるよう保護者に周知**することが、子どもの健全なネット利用の第一歩です。

さらに、学校便りや学校ホームページ、学級通信等を用いて定期的に情報モラルに関する取組を紹介したり、フィルタリングなどの必要な情報を提供したり、保護者懇談会やPTAの研修会等の機会を利用して**家庭への啓発を図る**ことが必要です。

携帯電話利用ルールの例

- 1 ○時以降は携帯電話の電源を切る
- 2 携帯電話は自分の部屋に持ち込まない
- 3 食事中は使用しない
- 4 携帯電話に登録した友人・知人以外とはネット上でのやりとりをしない
- 5 ネット上で個人情報は公開しない
- 6 有料のダウンロードは保護者の許可を得る

【啓発用資料・参考資料等】

- 『情報モラル育成資料集（「学年だよりの中で」）』 栃木県教育委員会
- 『保護者のためのインターネットセーフティガイド』 子どもたちのインターネット利用について考える研究会

～情報モラル指導のための参考資料～

※ 各資料の掲載先は、検索サイトでキーワード検索をしてください。

■ 指導案、実践事例、教員研修会向け資料

- 『情報モラル育成資料集』 栃木県教育委員会
- 『学級担任が指導する情報安全事例集「子どもがネットトラブルにあわないために」』 栃木県総合教育センター
- 『情報モラル教育実践ガイダンス』 国立教育政策研究所
- 『情報モラル指導者養成研修ハンドブック』 コンピュータ教育推進センター
- 『“情報モラル”授業サポートセンター』 コンピュータ教育推進センター
- 『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』 日本教育工学振興会
- 『コミュニケーション力が育つ情報モラルの授業』 ジャストシステム(書籍)

■ 児童生徒向け教材

- 『「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレット(平成24年度)』 文部科学省
- 『ネット社会の歩き方』 コンピュータ教育推進センター
- 『考えよう、ケータイ・スマートフォン』 企業教育研究会
- 『サイバー・キッズ』 警視庁
- 『情報モラル教材「事例に学ぶ情報モラル」』 グリー株式会社
- 『ネットコミュニケーション講座』 ニフティ株式会社
- 『中高生のためのケータイ・スマホハンドブック』 学事出版(書籍)

■ 保護者向け啓発資料

- 『子どものケータイにはフィルタリングを設定しましょう！』 栃木県県民生活部青少年男女共同参画課
- 『ケータイ(スマホも)安全安心大作戦』 e-とちぎ
- 『安心インターネットライフ★ガイド』 e-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)
- 『保護者のためのインターネットセーフティガイド』 子どもたちのインターネット利用について考える研究会
- 『保護者のためのスマートフォン安心安全ガイド』 安心ネットづくり促進協議会
- 『スマホにひそむ危険 疑似体験アプリ』 デジタルアーツ株式会社(iPhone、iPad、Android 端末用アプリ)
- 『保護者のためのあたらしいインターネットの教科書』 中央経済社(書籍)

～ネット上の誹謗中傷、いじめ等についての相談窓口～

- いじめ相談さわやかテレホン(児童・生徒用)(栃木県教育委員会)
【電話番号】028-665-9999
- いじめや不登校などに関する悩みについてのメール相談(栃木県教育委員会)
【アドレス】<http://www.hothotmail.jp> (パソコン)
<http://www.hothotmail.jp/m.html> (携帯メール)
- 不登校、いじめ等の来所による相談(児童生徒、保護者、教員用)(栃木県総合教育センター)
【予約電話番号】028-665-7210・7211
- 犯罪等による被害の未然防止に関する相談(24時間対応)(栃木県警察本部県民相談室)
【電話番号】028-627-9110 または #9110
【アドレス】<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/seikatu/nethanzai.html>
- 24時間いじめ相談ダイヤル(文部科学省)
【電話番号】0570-0-78310 (なやみ言おう)



□ 調査の概要

- (1) 調査対象：県内の小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生、特別支援学校高等部2年生の児童生徒及びその保護者
- (2) 調査期間：平成25年6月7日～7月19日
- (3) 調査方法：質問紙を学校経由で配布・回収

	調査学校数	児童生徒回答人数	保護者回答人数
小学校5年生	10校	616人	582人
中学校2年生	10校	606人	547人
高等学校2年生	7校	545人	456人
特別支援学校高等部2年生	2校	49人	46人